

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

- ◆告示 保険医の指定
保険薬剤師の取消
保険医の指定取消
保険医の異動

目次

次

診療所の名称変更等

診療所所在地の変更

漁業監督吏員の任命等

ブルセラ病検査等の実施

町村合併に関する計画の勧告

教委告示

県立高等学校生徒募集要項

県立高等学校学区外志願者取扱要項

鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験

歯科技工士試験の合格者

毒物劇物取扱者試験の合格者

鳥取県告示第五百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤 藤茂

| 氏名 | 診療科目 | 名称 | 診療所所在地 | 指定年月日 |
|----|------|----|--------|-------|
| | | | | |

01040

3 昭和31年12月11日 火曜日 鳥取県公報 第2777号

| 名 称 | 診 療 所 在 地 | 氏 名 | 取消事由 | 取消年月日 |
|-------|--------------|-----------------|------|-------------|
| 日野病院 | 日野郡根雨町 | 鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂 | 局 | 指 定 年 月 日 |
| 堀内孝正 | 婦人科 | 昭和三十一年十二月十一日 | 九月五日 | 昭和三十一年八月三十日 |
| 立川多寿子 | 眼科、耳鼻咽 喉科 | 鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂 | 局 | 指 定 年 月 日 |

鳥取県告示第五百八十八号
健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第八条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年十二月十一日

昭和三十一年十二月十一日

昭和31年12月11日 火曜日 鳥取県公報 第2777号

01039

| 名 氏 | 薬 称 所 在 地 | 局 | 取消事由 | 取消年月日 |
|------|-----------|-------------|------|-------------|
| 桜井重一 | 桜井薬局 | 鳥取市立川町二丁目七九 | 死亡 | 昭和三十一年九月十八日 |

鳥取県告示第五百八十七号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県告示第五百八十八号
健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第八条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

日野病院

堀内孝正

立川多寿子

山 樹 俊 春 内科、小兒科 米子医療生活協同組合 米子市角盤町二丁目一三五 昭和三十一年八月
立川眼科、耳鼻咽喉科 診療所 壇港市榮町 八月二十日
堀内孝正 内科、小兒科 堀内医院 鳥取市湖山町一、五二五 // 九月十七日
立川多寿子 喉科、耳鼻咽喉科 診療所 壇港市榮町 八月二十日
堀内孝正 婦人科 堀内医院 鳥取市湖山町一、五二五 // 九月十七日

鳥取県告示第五百八十九号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定によつて次のように異動の届出があつた。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

| 氏名 | 診療科目 | | 新住所 | 所在地 | 旧住所 | 所在地 | 異動事由 | 異動年月日 |
|----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | 科名 | 診療科目 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|----|--------|-----------|---------|-----------|------|----------|
| 中村忠文 | 歯科 | 中村歯科医院 | 鳥取市東品治町一七 | 中村歯科医院 | 鳥取市立川町二丁目 | 診療所 | 昭三一、九、一〇 |
| 竹内昭子 | 内科 | 鳥取診療所 | 鳥取市東品治町一〇 | 鳥取赤十字病院 | 鳥取市西町 | 在地変更 | 一六九 |

昭和三十二年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

| 氏名 | 診療科目 | | 新住所 | 所在地 | 旧住所 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|------|-------|-----------|---------|-------|--------|-------|
| | 科名 | 診療科目 | | | | | |
| 竹内昭子 | 内科 | 鳥取診療所 | 鳥取市東品治町一〇 | 鳥取赤十字病院 | 鳥取市西町 | 三一、八、一 | |

昭和三十二年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

| 科診療 | 新診療所名称 | | 診療所所在地 | 新 | 旧 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----|--------|------------|--------------------|----|-------|-------------|-------|
| | 科名 | 診療科目 | | | | | |
| 歯科 | 岸田歯科医院 | 倉吉市明治町一〇二七 | 長崎県南松浦郡 三井楽町浜ノ畔 | 転入 | 篠嶋 敏雄 | 昭和三十一年八月十五日 | |

鳥取県告示第五百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条

第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命ならびに解任した。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県知事 遠藤茂

| | | | | | |
|-----|------|------|-------|----------------|-----------|
| 番号 | 氏名 | 職名 | 勤務所 | 任命年月日 | 付年月日 |
| 一一〇 | 土肥和一 | 技術吏員 | 水産試験場 | 昭和三十一 年十月一日 | 及び証票返納年月日 |

二二一 大谷丈夫 技術吏員 経済部水産課 昭和三十一
年十月一日

二二二 二解任

二二三 大谷丈夫 技術吏員 経済部水産課 昭和三十一
年十月一日

昭和31年12月11日 火曜日 鳥取県公報 第2777号 6

鳥取県告示第五百九十三号

次のように結核病及びブルセラ病の検査を実施するから
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六
条の規定により牛の所有者に對して検査をうけること
を命ずる。

- 昭和三十一年十二月十一日 鳥取県知事 遠藤茂
 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
 二 實施の区域 別表のとおり
 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
 捌乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛ただし、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く

- 四 實施の期日 別表のとおり
 五 検査の方法 結核病検査——ツベルクリン皮内注射反

| 別表 | | 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|---------|---------|---------|------|------|
| 第一次 | 第二次 | | | |
| 十二月二十四日 | 十二月二十七日 | 鳥取市 | 同上 | |
| 二十五日 | 二十八日 | 岩美郡津ノ井村 | | |
| | | 福部村 | | |
| | | 岩美町 | | |

鳥取県告示第五百九十六号
 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十八条第一項の規定に基き次のとおり町村合併に関する計画を定め、昭和三十一年十二月七日関係村に勧告した。

昭和三十一年十二月十一日 鳥取県知事 遠藤茂
 岩美郡宇倍野村と同郡大成村との合併

西伯郡県村と同郡大高村との合併

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号

- 1 中学校を卒業したもの（昭和三十二年三月卒業見込の者を含む。）
 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の各号に該当する者

三 出願手続

昭和三十二年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学生生徒および別科生徒の募集ならびに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米原穂

昭和三十二年度県立高等学校入学者選抜実

施要項

昭和三十二年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学生生徒及び別科生徒の募集並びに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

- 一 各高等学校の課程別募集生徒数は別に定める
 二 出願資格

昭和三十二年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学生生徒及び別科生徒の募集並びに入学者選抜を各高等学校の課程別募集生徒数は別に定める

ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応法及び試験管法

4 第一志望校の校長は願書を受けたときは、受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に報告書（用紙は県教育委員会所定のもの）を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は志願者が生活を共にする保護者（親権者又は後見人）の住所地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その住所地と学区を異なる中学校に通学している場合は、出願の際次に書類を添えて提出しなければならない。

二 保護者と同居の居住証明書

1 現に保護者の住所地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

三 区域外就学の理由を証明するに足る書類

やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い、同居していない側の

保護者の住所地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身学校長の証明書及び次の書類を添えて、二月十三日から二月十八日までの間に、県教育委員会（高校教育課）に提出し、学区の認定を受けなければならない。

四 別居の理由を証明するに足る書類

1 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもつて、虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができる。

五 学区外及び県外志願者の取扱については別に定める。

1 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものはそれぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間

1 出願期間

昭和三十二年二月二十一日（木）から二月二十八日（木）まで毎日九時から十七時まで（日曜日は除き、土曜日は十二時まで）郵送の出願書類は二月二十八日の消印のあるものは有効とする。

2 受付場所

各第一志望校

六 学力検査

1 入学志願者はもれなく学力検査を受けなければならぬ。

学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十二年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）の管理のもとに、

入学志願者全員に対して一斉に行う。

2 検査科目

受検者は、国語科、数学科、理科、音楽科、図画工作科、保健体育科及び職業・家庭科の八科目の外、

検査会場は各県立高等学校ごとに設ける。
受検者は第一志望校に設けられる会場で受検するものとする。

外國語科（英語科）（以下「英語科」という。）
職業・家庭科（選択）の二教科目のうち一科目を自由選択により受検しなければならない。ただし、選択教科目の成績は総合計点には算入しない。
なお志願者は選択教科目について、あらかじめ英語、農業、商業、工業、家庭及び水産のうちから一科目を選んで入学志願書に明記しておくものとする。

3 検査日時

昭和三十二年三月十二日（火）（一日間）九時三十分から次の時間配当によつて全県下一斉に行う。
第一時 九時三十分—十時五十分（八十分）
第二時 十一時十分—十二時三十分（〃）
第三時 十三時二十分—十四時四十分（〃）
第四時 十五時十分—十五時三十分（二十分）

4 検査会場

検査教科時間配当

国語科、社会科、数学科、理科 各四十分
音楽科、图画工作科、保健体育科、職業・家庭科

(必修) 各二十分

選択教科(英語科又は職業・家庭科(選択))のうち
志願者の選択する一教科)

(三十分)

6 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨にそつて出題する。

(1) 中学校の教育方針に反しないものであること。

知識偏重に陥り、記憶のみに頼り、従つて特定の

準備を必要とするようなものはさける。

(2) 既習の学力を見るだけではなく、将来の能力を
も見ることのできるもの、志選者の創造的能力、
批判力、思考力を検査できるもの。

(3) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特
定の書物だけから出題せず又どのような地域でも
教師が取扱うことのできる資料を使つて出題する。

(4) 採点を公平にすることができるものであること。

7 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 教育長
総務 高校教育課長

庶務係長 庶務係長 係員 高校教育課職員若干名
問題作成係長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係
職員若干名。高等学校中学校

会場係長 人事係長 係員 高校教育課職員若干名
問題作成係長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係
職員若干名。高等学校中学校

会場係長 人事係長 係員 高校教育課職員若干名
問題作成係長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係
職員若干名。高等学校中学校

ただし各会場責任者は当該高等学校長とす
る。

ただし各会場責任者は当該高等学校長とす
る。

採点係長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係指
導主事その他事務局職員若干名。教育研究所職員若干名。高等学校中学校

採点係長 指導係長 係員 高校、義務教育課関係指
導主事その他事務局職員若干名。教育研究所職員若干名。高等学校中学校

八 入学者の選抜

1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程につい
ては、全員入学を建前とする。ただし心身に異常が
あつて修学にたえないと認められる者は入学を許可
しないことがある。

2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等
学校において、出身學校長から提出された報告書と
学力検査成績とを資料として選抜を行う。この場合
報告書の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取
扱う。

3 学力検査の成績については必修教科目の成績だけ
を選抜の資料とする。

4 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しな
い。ただし工業科、水産科の志願者(第二志望を含
む)に対してはそれぞれ第一志望校において、色神
検査、機能検査を行う。

5 前項の色神検査、機能検査は、学力検査終了後に
行う。ただし色神検査について第六項の証明書を提
供する。

会場係受付 会場準備、検査実施及び終末処理

採点係 学力検査答案採点、学力検査成績簿作成、
送付

3 各会場の採点責任者は別記第一号様式によつて學
力検査簿一部を作成し、各受検査の得点を記入して、
三月十五日までに管理委員会に提出するものとする。

4 学力検査の成績は原則として公表しない。

採点者の主觀によつて採点する部分ができるだけ
少く、且つ細部にまで絶対値の出るものであるこ
と。

4 実施のために特別の器具、材料を要しないもの
であること。

5 検査の事務処理を円滑にするものであること。

出したものについては検査は行わない。

6 色神検査

(1) 工業課程および水産課程の志願者は、願書提出

前にそれぞれの志願校で色神検査を受けることが

できる。

(2) 中学校長は受検者の名簿を検査の前日までにそ
れぞれの学校に提出しなければならない。

(3) 色神検査を行う日時は二月十五日(金)十三時
より十六時までとする。

(4) 色神検査を実施した学校は、受検者に異常のな
いことを明らかにした証明書を即日本人に交付し

なければならない。

(5) 色神検査を受けたものは、証明書を入学志願書
に添えて提出しなければならない。

(6) 入学許可者発表
期 日 昭和三十二年三月十六日(土) 十二時

場 所 各高等学校

十 注意事項

第一号様式

所 属 学 区 認 定 願

現住所

(小学校区)

保護者氏名

(続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたい
ので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたし
ます。

記

一 保護者現住所

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

第二号様式

学 力 檢 查 成 績 簿

受検番号

氏 名

出 身 学 校

必 修 教 科

選択教科

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情(具体的、詳細に記入する)

昭 和 年 月 日

印

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

注 全自制、定時制別、課程別に作成すること。

1 本要項に関する質疑はもよりの高等学校において
行われたい。

2 入学志願書は各高等学校で受取られたい。

3 報告書用紙は県教育委員会の各給与事務所で受取
られたい。

4 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は
返さない。

(1) 工業課程および水産課程の志願者は、願書提出
前にそれぞれの志願校で色神検査を受けることが
できる。

(2) 中学校長は受検者の名簿を検査の前日までにそ
れぞれの学校に提出しなければならない。

(3) 色神検査を行う日時は二月十五日(金)十三時
より十六時までとする。

(4) 色神検査を実施した学校は、受検者に異常のな
いことを明らかにした証明書を即日本人に交付し

なければならない。

(5) 色神検査を受けたものは、証明書を入学志願書
に添えて提出しなければならない。

(6) 入学許可者発表
期 日 昭和三十二年三月十六日(土) 十二時

場 所 各高等学校

十 注意事項

第一号様式

所 属 学 区 認 定 願

現住所

(小学校区)

保護者氏名

(続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたい
ので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたし
ます。

記

一 保護者現住所

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

二 出身学校

三 旧所属学区

四 新所属学区

五 特別事情(具体的、詳細に記入する)

昭 和 年 月 日

印

受検番号

氏 名

出 身 学 校

必 修 教 科

選択教科

国語社会数学理科音楽國工保体職家計

英語職家

私は左記の事情によつて学区外高等学校に入學志願したいので許可して下さいますよう特別実情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所
二 居住予定地
三 出身学校
四 志望高等学校及び課程
五 特別事情（具体的、詳細に記入する）

年 月 日

印

一 学校名 鳥取県 高等学校 科
昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

第二号様式

(月)までとする。

第一号様式

学区外高等学校出願許可願

現住所

(小学校)

保護者氏名

(本人との統柄)

本人氏名

生年月日

保護者氏名

印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

一 現住所 県 市郡 町村 番地
二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地
三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業
四 氏名

審査の結果事情やむを得ないものと認め左記の通り県立高等学校の入学出願を許可する。

鳥取県教育委員会告示第四十二号
昭和三十二年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米原穰

昭和三十二年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十一年鳥取県教育委員会規則第一号）第三条但書の規定に基づき、昭和三十二年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願する者については次の各号に該当する者についてこれを許可する。

1 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に住所地を変更する場合。
2 通学距離離学資弁者の関係、その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の住所地に居住する場合。

一 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は別記第一号様式による願書に出身学校長並び

に所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会（高校教育課）に提出しなければならない。
(1) 前項第一号に該当する場合
特別事情を証明するに足る書類

(2) 前項第二号に該当する場合
特別事情を証明するに足る書類

親族関係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書

特別事情を証明するに足る書類

三 県教育委員会は審査の結果願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

四 虚偽の事実に基いて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取消し又は所属学区の高等学校に転校させことがある。

五 願書の受付期間は二月十三日（水）から二月十八日

昭和三十一年十二月十一日 火曜日 鳥取県公報 第2777号

鳥取県教育委員会告示第四十三号

昭和三十二年度県立高等学校県外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 樹

摘要項

昭和三十二年度県立高等学校県外志願者取扱要項

一 昭和三十二年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者（卒業見込の者を含む。）で保護者（親権者、又は後見人）と共に居住している志願者以外の志願者（以下「県外志願者」という。）は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

次表上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。

この場合は出願許可の手続きを必要としない。

次表上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。

この場合は出願許可の手続きを必要としない。

- (1) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき從前の中学校に通学している者
 (2) 昭和三十二年五月三十一日までに確実に保護者（親権者又は後見人）と共に鳥取県内に居住する者。

- (1) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引きつづき從前の中学校に通学している者
 (2) 昭和三十二年五月三十一日までに確実に保護者（親権者又は後見人）と共に鳥取県内に居住する者。

| 県名 | 指 定 地 域 | 許可学校 |
|-----|--|--|
| 兵庫県 | 郡、町、村 | 鳥取高等学 校 |
| 岡山県 | 眞庭郡 八束村、川上村、中和村 八束郡 神郷町、新見市干屋 美保関町 | 倉吉東高等 学校 倉吉西高等 学校 倉吉農業高 等学校 |
| 島根県 | 阿哲郡 | 日野産業高 等学校 |
| | 八束郡 | 境水産高等 学校 |

(iv) 学資支弁者その他特別の事情により高等学校進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合

二 前項第二号によつて県立高等に入學を希望する県外

志願者は、別記第一号様式による願書に出願学校長所管県教育委員会の認明書及び次の書類を添えて県教育委員会（高校教育課）に提出しなければならない。

1 (iv)に該当する場合

保護者及び志願者の居住証明書
 実際に居住していることを示す具体的な資料（米穀通帳等）

2 (iv)に該当する場合

事情を証明するに足る資料

県立高等学校県外志願者出願許可願
現住所
保護者氏名 (本人との統柄)
本人氏名
生年月日

第一号様式

(土)までとする。

四 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないものと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

五 出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

六 県外志願者については第二志望を認めない。

七 県外志願者が虚偽の事実に基いて出願したことが判明したときは、入学許可後であつても、これを取消すことがある。

三 願書の受付期間は二月十一日（月）から二月十六日（火）までである。

近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに足る書類

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したいので許可して下さいますよう特別

事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所

二 居住予定地

三 出身學校長

四 特別事情(具体的、詳細に記入する)

年 月 日

本人氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

年 月 日

出身中学校長

印

印 印

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

一 現住所 県 市郡 町村 番地

二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地

鳥取県教育委員会告示第四十四号

昭和三十二年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験を次の要項によつて実施する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 積

昭和三十二年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験実施要項

鳥取県公立学校教員採用志願者に対する選考試験を次の要項によつて実施する。

一 受験資格

1 現在教職にない者で学校教育法第九条および地方公務員法第十六条の欠格条項に該当せず、次の免許状を有する者又は授与見込の者。

(1) 高等学校

(2) 盲学校、ろう学校

(3) 免許法による中学校又は高等学校の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

(4) 免許法による盲学校、ろう学校の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

(5) 免許法による特殊教科普通免許状又は教諭相当資格証明書

2 四年制大学出身者(卒業見込の者を含む)で高等

学校、盲学校、又はろう学校の臨時免許状下附の資格を有する者。

二 試験の方法

1 試験は筆答試問および面接による試問によつて行う。

2 筆答試問は一般教養、教職教養および教科専門教養について行う。

3 教科専門教養に関する試問は専攻教科について行う。

三 試験期日及び場所

1 日時 昭和三十二年一月十一日(金)

1月十二日(土)

両日とも午前九時までに試験場に集合のこと

試験場 鳥取県立鳥取西高等学校第一校舎

四 出願手続

志願者は、次の書類に十円切手をはつた、あて先明記の封筒を添えて、昭和三十二年一月五日までに、鳥取県教

| | | | | | | | |
|--|------------------------|-------|----------|------------------------|------|-----|--------|
| ※受付年月日 | ※受付番号 | | | | | | |
| ※名簿登載年月日 | ※採用 | | | | | | |
| 鳥取県公立学校教員採用志願書 | | | | | | | |
| ふり 氏名 | 生年月日 昭和 年月日 大正 (満才) | | | | | | |
| 本籍 | | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | |
| 学 歷 | 学校名 | 年月日 | 卒業、修了、中退 | 職 歷 | 勤務内容 | 年月日 | 退職等の理由 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 專攻科 目 | 種類 | 教科 | 下附年月日 | 希望 学校 住地又は希 望 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 私は鳥取県公立学校教員に採用していただきたいので必要書類を添えてお 願いします | | | | | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | |
| 鳥取県教育委員会殿 | | | | | | | |
| 受検教科 | ※一般教養 | ※専門教養 | ※面接 | ※判定 | | | |
| | | | | | | | |

(※欄は記入しないこと)

育委員会事務局高校教育課に提出しなければならない。

1 鳥取県公立学校教員採用志願書(別記様式)

2 履歴書

3 身元証明書

4 最終学校成績証明書

5 免許状写又は免許状下附見込証明書

6 身体検査書(鳥取県内県立保健所長の作製したものを原則とするが、県外からの志願者にあつては居住地の保健所長の作製したものでよい。胸部についてはレントゲン直接撮影によつて診断を受けなければならない。)

五 注意事項

- 1 当日志願者は筆記具、昼食を携帯すること。
- 2 本要項に関する質疑は直接県教育委員会事務局高校教育課で行うこと。

01060

| 公 告 | |
|--|--------------|
| 歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）附則第三条 第一項の規定に基く昭和三十一年度歯科技工士試験の合 格者は次のとおりである。 | 昭和三十一年十二月十一日 |
| 受験番号 氏名 | 受験番号 氏名 |
| 一一 一 山景 勇 | 一一 一 平林 一義 |
| 一二 二 岸田 博光 | 一二 二 中村熊太郎 |
| 一二 三 岸田 信道 | 一二 三 岡島 兼春 |
| 一二 四 波多野寿雄 | 一二 四 菊池 弘幸 |
| 一二 五 広賀 正人 | 一二 五 中路 正弘 |
| 一二 六 古田 吹野 | 一二 六 岡島 高塚 |
| 一二 七 上田 野村 | 一二 七 荒島 安達 |
| 一二 八 寺地 幸雄 | 一二 八 古田 亭子 |
| 一二 九 信子 | 一二 九 上田 和夫 |
| 一一 一〇 金田 勝友 | 一一 一〇 古田 勇通 |
| 一一 一一 石谷 曜侯 | 一一 一一 宮田 光雄 |
| 一一 一二 緑 | 一一 一二 杉原 薫 |
| 一一 一三 金田 勝友 | 一一 一三 杉本 地明 |
| 一一 一四 金田 勝友 | 一一 一四 鈴木 嘉之 |
| 一一 一五 金田 勝友 | 一一 一五 西垣 弘康 |
| 一一 一六 金田 勝友 | 一一 一六 竹本 好恵 |
| 一一 一七 金田 勝友 | 一一 一七 蔦繁 一春 |
| 一一 一八 金田 勝友 | 一一 一八 須藤 嘉之 |
| 一一 一九 金田 勝友 | 一一 一九 杉本 嘉之 |
| 一一 二〇 金田 勝友 | 一一 二〇 荒金 良吉 |
| 一一 二一 金田 勝友 | 一一 二一 清水 博 |
| 一一 二二 金田 勝友 | 一一 二二 山本 益美 |
| 一一 二三 金田 勝友 | 一一 二三 村岡 正敏 |
| 一一 二四 金田 勝友 | 一一 二四 永原 茂文 |
| 一一 二五 金田 勝友 | 一一 二五 武井 啓治 |
| 一一 二六 金田 勝友 | 一一 二六 村岡 弘則 |
| 一一 二七 金田 勝友 | 一一 二七 田中 正直 |
| 一一 二八 金田 勝友 | 一一 二八 明田 勉 |
| 一一 二九 金田 勝友 | 一一 二九 德岡 憲治 |
| 一一 三〇 金田 勝友 | 一一 三〇 福井 敏夫 |
| 一一 三一 金田 勝友 | 一一 三一 松尾 秀吉 |
| 一一 三二 金田 勝友 | 一一 三二 福井 敏夫 |
| 一一 三三 金田 勝友 | 一一 三三 鶴尾 秀男 |
| 一一 三四 金田 勝友 | 一一 三四 德岡 憲治 |
| 一一 三五 金田 勝友 | 一一 三五 前田 新平 |
| 一一 三六 金田 勝友 | 一一 三六 前田 新平 |
| 一一 三七 金田 勝友 | 一一 三七 今井 宗善 |
| 一一 三八 金田 勝友 | 一一 三八 尾崎 功 |
| 一一 三九 金田 勝友 | 一一 三九 尾崎 功 |
| 一一 四〇 金田 勝友 | 一一 四〇 板谷 功 |
| 一一 四一 金田 勝友 | 一一 四一 田中 正直 |
| 一一 四二 金田 勝友 | 一一 四二 明田 勉 |
| 一一 四三 金田 勝友 | 一一 四三 佐々木力夫 |
| 一一 四四 金田 勝友 | 一一 四四 佐々木力夫 |
| 一一 四五 金田 勝友 | 一一 四五 佐々木力夫 |
| 一一 四六 金田 勝友 | 一一 四六 佐々木力夫 |
| 一一 四七 金田 勝友 | 一一 四七 佐々木力夫 |
| 一一 四八 金田 勝友 | 一一 四八 佐々木力夫 |
| 一一 四九 金田 勝友 | 一一 四九 佐々木力夫 |
| 一一 五一 金田 勝友 | 一一 五一 佐々木力夫 |
| 一一 五二 金田 勝友 | 一一 五二 佐々木力夫 |
| 一一 五三 金田 勝友 | 一一 五三 佐々木力夫 |
| 一一 五四 金田 勝友 | 一一 五四 佐々木力夫 |
| 一一 五六 金田 勝友 | 一一 五六 佐々木力夫 |
| 一一 五七 金田 勝友 | 一一 五七 佐々木力夫 |
| 一一 五八 金田 勝友 | 一一 五八 佐々木力夫 |
| 一一 五九 金田 勝友 | 一一 五九 佐々木力夫 |
| 一一 六〇 金田 勝友 | 一一 六〇 佐々木力夫 |
| 一一 六一 金田 勝友 | 一一 六一 佐々木力夫 |
| 一一 六二 金田 勝友 | 一一 六二 佐々木力夫 |
| 一一 六三 金田 勝友 | 一一 六三 佐々木力夫 |
| 一一 六四 金田 勝友 | 一一 六四 佐々木力夫 |
| 一一 六五 金田 勝友 | 一一 六五 佐々木力夫 |
| 一一 六六 金田 勝友 | 一一 六六 佐々木力夫 |

| 身 上 調 査 | | | | | | |
|--|-----------|-----|----|-----|-----|-----|
| 家 族 狀 況 | 氏 名 | 年 令 | 続柄 | 職 業 | 收 入 | 備 考 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 資 産 狀 況 | | | | | | |
| | 健 康 状 況 | | | | | |
| | 既 応 症 | | | | | |
| | マント氏反応 | | | | | |
| | 其 他 | | | | | |
| | そ の 他 | | | | | |
| | 殊 技 動 所 所 | | | | | |
| | 性 特 運 長 短 | | | | | |
| | 性 行 | | | | | |
| | 備 考 | | | | | |
| 写 真 最近3ヶ月以内に撮影した名刺型写真をこの中にに入るように切つてはること | | | | | | |

| | | | |
|----|--------|------|--------|
| 六七 | 山尾 富彦 | 八八 | 清水 通泰 |
| 六八 | 松本美智子 | 八九 | 橋本 繁蔵 |
| 六九 | 大谷すみ恵 | 九二 | 廣沢 春雄 |
| 七〇 | 田中 良三 | 九三 | 高木 正雄 |
| 七一 | 田川 男 | 九四 | 松下 誠一 |
| 七二 | 保木本林太郎 | 九五 | 平家 孝和 |
| 七三 | 池内 泰行 | 九七 | 森 岩藏 |
| 七四 | 加藤 納重 | 九八 | 山下千代野 |
| 七五 | 広谷寿美子 | 九九 | 谷口 民雄 |
| 七六 | 坂田 勝利 | 一〇〇 | 加須屋厚吉 |
| 七七 | 清水 正寛 | 一〇一 | 鶴木 昭六 |
| 七九 | 手嶋 博行 | 一〇二 | 扶持本すま子 |
| 八一 | 浦田 健治 | 一〇三 | 石上 昇 |
| 八三 | 米村 保治 | 一〇四 | 角田 信義 |
| 八四 | 鶴見きみ江 | 一〇五 | 大石 正 |
| 八五 | 柿本富貴子 | 一〇六 | 小椋 一夫 |
| 八六 | 桑原 久治 | 一〇七 | 三島 矢資 |
| 八七 | 内井 重斌 | 神波 昇 | |

発行日 火、金

印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
行 政 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県

| | | | |
|----|--|-----|-------|
| 二〇 | 鶴山 喜美造 | 二一五 | 倉繁 正幸 |
| 二一 | 永田 照正 | 二一六 | 福田 滉 |
| 二二 | 林原 則仁 | 二一七 | 桜木 浩 |
| 二三 | 田村 尚己 | 二一九 | 市村 愛正 |
| 二四 | 福留 寿一 | | |
| 二五 | 遠藤 茂 | | |
| 二六 | 藤原 茂 | | |
| 二七 | 昭和三十一年十二月十五日第三種郵便物認可 | | |
| 二八 | 毒物劇物取扱者試験合格者 | | |
| 二九 | 昭和三十一年十一月五日倉吉保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。 | | |
| 三〇 | 昭和三十一年十二月十一日 | | |
| 三一 | 鳥取県知事 遠藤茂 | | |
| 三二 | 受験番号 氏名 受験番号 氏名 | | |
| 三三 | 一般用 二 油谷 清 五 常田 幸江 | | |
| 三四 | 農業用 一 尾崎 幸継 三 岡本 健 | | |
| 三五 | 四 田中 明泰 七 大村 英幸 | | |
| 三六 | 二 黒田 孝雄 四 小谷 博明 | | |